# 商品概要説明書

住宅ローン (一般型)

(令和6年4月1日現在)

商品名	住宅ローン(一般型)
	○当JAの組合員の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。
	なお、最終償還時の年齢が満80歳以上の場合でも、ご本人と同居または同
	居予定の 18 歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能と なります。
ご利用いただける方	○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方(自営業者の方は前年度
	税引前所得とします。)。
	○原則として、勤続年数が1年以上(自営業者の方は営業年数3年以上)の方。
	○団体信用生命共済(保険)に加入できる方。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
	○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対
	象とし、次のいずれかに該当する場合とします。
	①住宅の新築・購入(中古住宅も含む)。
	②土地の購入(5年以内に新築し、居住する予定があること。)。
資金使途	③住宅の増改築・改装・補修。
貝亚区处	④他金融機関から借入中の住宅資金の借換および借換とあわせた増改築・改
	装・補修
	⑤上記①~④の借入とあわせた他金融機関等から借入中の目的型ローン等
	の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」という。)
	⑥上記①~⑤に付随して発生する費用
	○10 万円以上 10,000 万円以内とし、1万円単位とします。
	ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引
	前所得) に対する割合が当 J A の定める範囲内であり、原則として自己資金
	額が所要資金の20%以上であることとします。
借入金額	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算
10 / YAZ-145	上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額について
	は、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的
	型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。
	なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JA
	の融資窓口へお問い合わせください。
借入期間	○据置期間を含め3年以上50年以内とし、1か月単位とします。

- │○据置期間は、初回ご融資日から 12 か月後までの範囲内とします。
- ○ただし、他金融機関から借入中の住宅資金の借換の場合、借入期間は原則と して現在お借入中の住宅資金の残存期間内とし、据置期間の設定はできませ ん。
- ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は、住宅ローンに おける貸付期間の範囲内とします。

なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。

○次のいずれかよりご選択いただけます。

## 【固定変動選択型】

当初お借入時に、固定金利期間 (3年・5年・10年) をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。

お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭およびホームページでお知らせいたします。

固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。

#### 【変動金利型】

借入利率

お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(住宅ローンプライムレート/長期プライムレート)が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。

お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。

### 【固定金利型】

お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。

お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。

○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。

## 返済方法

○元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法) もしくは元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法) とし、毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定 月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方

	式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。 〇元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に		
	<ul><li>一括返済していただきます。</li><li>○ご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方としま</li></ul>		
担保	す。)に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ○借地上の建物などの場合には、当 J Aが指定する保証機関所定の審査基準により、建物に時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済(保険)にご加入のうえ、火災共済(保険)金請求権に第1順位の質権を設定させていただくことがございます。		
保証人	○当 J Aが指定する保証機関 (石川県農業信用基金協会) の保証をご利用いた だきますので、原則として保証人は不要です。		
保証料	<ul> <li>○一括払い・分割払い・利息方式のいずれかよりご選択いただけます。</li> <li>①一括払い         ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます(一律保証料+0.08% ~0.24%)。※一律保証料:お借入額×0.1%         【お借入利率 0.7%、お借入額 1,000 万円あたりの一括支払保証料(一律保証料+0.08%)(例)】</li> <li>お借入期間 10年 20年 30年 35年 40年 50年 保証料(円) 50,743 92,074 134,357 155,833 177,553 221,685</li> <li>②分割払い         約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。なお、保証料率は年 0.10~0.26%です。</li> <li>③利息方式         お客様から当JAへお支払いいただく利息の中から当JAが保証機関へ支払います。この場合、お借入利率は年 0.10~0.26%上乗せされた利率が適用されます。</li> </ul>		
団体信用生命共済 (保険)	○当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただきます。 なお、共済(保険)掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用 生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなり ます。		

	団体信用生命共済(保険)名	加算利率		
	団体信用生命共済(特約なし)	なし	-	
	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.1%	-	
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.1%		
	団体信用生命共済(連生)	年 0.1%		
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年 0.3%		
	がん保障特約付団体信用生命保険	年 0.05%		
	がん保障特約付団体信用生命保険(連生)	年 0.25%		
	団体信用生命保険(ワイド)	年 0.35%		
	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)ョ	- とたは長期継続入	院特約	
	付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」	にご加入いただけ	ナます。	
9 大疾病補償保険	ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算さ	れます。		
	年 0.3%			
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部	7繰上返済をされ	る場合	
	は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。			
	①全額繰上返済の場合…11,000~33,000円			
手数料	②一部繰上返済の場合…無料(JAネットバンクによる場合も無料)			
一一一一一一一	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500			
	円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。			
	○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は 5,500 円の取扱手			
	数料(消費税等含む。)が必要です。			
	○苦情処理措置			
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当			
	J A本支店(所)または金融共済部金融課(電話:0761-73-5306)にお申			
	し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、			
	迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。			
苦情処理措置および	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付け			
	ております。			
紛争解決措置の内容	○紛争解決措置			
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用			
	できます。上記当JA加賀金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出く			
	ださい。			
	なお、弁護士会には直接お申し立ていただくことも	可能です。		
	金沢弁護士会(電話:076-221-0242)			

○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定
の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる
場合もございますので、あらかじめご了承ください。

- ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残 高等証明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみにつ いて計算し表示いたします。
- ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金が 含まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可能性 があります。
- ○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。
- ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
- ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済 された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみな され、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署に お問い合わせください。

JA加賀

その他